

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

「あけもどろの那覇自立経済への第一歩」雇用創出プロジェクト

2. 地域再生計画の作成主体の名称

那覇市

3. 地域再生計画の区域

那覇市の全域

4. 地域再生計画の目標

(1) 現状

沖縄県の観光・リゾート産業は、経済を支えるリーディング産業としての地位を確立し、近年においては観光客数が年々増加している。その反面、観光客のリピーターは4.7回程度である。南国沖縄、青い空、青い海だけでは、滞在日数を伸ばすことに限界がある。観光産業においても、自然資源だけでは、リピーターは期待できない。そのために現在、観光付加価値を付ける意味で、エステ・スパの設備設置建設が3リゾートホテルで行われている。

また、雇用情勢の失業率は、全国平均の約2倍となっており、特に若年者の失業率は、非常に高いのが現状である。県内における雇用の改善は、最も重要な課題である。そのために、那覇市では、那覇市企業立地促進奨励助成金制度を平成12年度に創設し、企業の誘致に努力している。平成18年度末で35企業に助成金を交付している。35企業中12企業がIT業務を備えていて雇用人員も多い。なお、那覇市は那覇商工会議所を構成員として、那覇市地域雇用創出促進協議会を平成16年に立ち上げ、沖縄労働局へ事業の構想提案をし、平成18年度末までに、487人が就職している。それでも、那覇公共職業安定所の平成18年度一般有効求人数月平均値は、9,373人、一般有効求職者数月平均は、17,410人で、求人倍率0.54倍で依然として厳しい雇用状態が続いている。

(2) 意義

沖縄の地理的条件を生かし、タイ、シンガポール等東南アジア諸国よりも、時間的、経済的に手軽に、滞在できる観光に付加価値を付けることで、リピーターの回数を10回程度にする。そのためには、リゾートホテルに沖縄らしさを経営に取り入れて、健康、癒しを提案できる人材の確保又は育成が必要である。那覇市で健康文化について提案ができる人材をエステシャンとして育て、観光関連産業に従事させる。

情報通信産業は、企業の立地条件に合う人材を育てることで、企業誘致を有利にし、雇用の場を創出する。那覇市において、IT関連企業の雇用人数は年間1000人くらい在ると言われている。

人材育成は行政の課題でもある。

(3) 数値目標 雇用人数(平成19年度から平成21年度まで)

1年度目	95人
2年度目	167人
3年度目	167人
合計	429人

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

沖縄県は平成14年度より10年間「沖縄振興計画」を策定しており、その中でリーディング産業に観光産業、また情報通信関連産業を新たなリーディング産業として位置付けている。

そのリーディング産業である観光産業は順調な伸びをしており、県も10年後の観光客1千万人、観光収入1兆円を掲げている。一方、情報通信関連産業は、コールセンターを中心に、関連企業の沖縄への進出が進んでおり、現在、進出企業数は既に100社を超え、累計1万人以上の雇用創出に貢献している。

このような状況で本市でも産業の振興と雇用創出が期待できる上述した2つの産業について人材育成を考えている。

まず、観光産業については入域観光客が560万人になり、その内リピーター率約70%に達し、「ホテル滞在型」が増えている。又、1人あたりの県内消費額の伸びが県の目標値に届かない状況になっている。

その解決策として、長期滞在型に対応するには、ホテル内施設の充実を図り、ホテルの付加価値を高め、比較的消費単価が高い「エステ・スパ施設」が、今後、ホテルの新たな観光商品として注目を集めている。なお、

海外で「エステ・スパ」人材育成により成功した事例としては、シンガポールやマレーシアがあまりにも有名である。

本市としては、エステ・スパに着眼し沖縄にしかないエステ・スパのブランドを作り出し、沖縄の持つ潜在資源（人・文化・天然素材等）を最大限に生かしたホスピタリィーの高い「癒しの沖縄」を演出させる「エステ・スパ人材育成」を考えている。それによって、人材不足が叫ばれているホテル業界の雇用ニーズに対応したい。

次に、これまでに県外から那覇市へ進出してきた情報通信関連産業をみると、コールセンターやテレビジネスなどの情報サービス業を皮切りに、携帯などのモバイルを用いた業務をサポートするコンタクトセンターなどの集積が主である。これらの業務は比較的ローテクな技術習得により即戦力となる場合が多く、結果、県内において1万人を超える雇用を生み出している。

一方、昨年あたりからこれまで県内にはなかった新しいビジネスモデルを展開する企業進出が相次いでおり、例をあげると日本最大（規模としては世界一）のゲームソフト開発受託企業である株式会社トーセや人工衛星による計測技術では世界秀逸の株式会社パスコ、書籍の電子化では先駆けである株式会社デジブックジャパンなどがある。これらの企業は、高い専門的知識を有する人材を欲してはいるものの、即戦力としては期待することはどうしても無理があり、「着実にエントリー層から育成していきたい」とのことで、ここ数年以内にエントリー層数百名を採用し、沖縄における業務を軌道に乗せようとしている。

また、内閣府などが進める国内オフショア開発の拠点地域としてIT（情報技術）関連産業施設を集積する「IT津梁パーク」構想があり、これまでもシステム開発人材の不足が恒久的課題となっているが、より一層の対策が必要である。そこで本市では平成18年度より「先進・実践結合型IT関連人材育成事業」を推進している。これは文部科学省の地域再生人材養成拠点事業で採択されたものであり、本事業においてもシステム開発系人材を育成しようと考えているため、スキル習得レベルによっては、自由聴講を可としている上記の事業を選択履修させ、効率的な事業連携を図って行く。

このように本市に進出してきた情報通信関連産業の多様なニーズに応える為、本市独自の各企業向け選択講座を行い、人材育成を展開することにより、更なる情報通信産業の持続的発展・集積を目指し、雇用の創出を促すことで地域の活性化を図るとともに、若年者の失業率改善に繋げていく。

5 - 2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 支援措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

番号：B0902「地域雇用創造推進事業」

名称：那覇から広がる「新沖縄産業」雇用拡大事業

1. “癒しの沖縄”を演出する「琉球スパ・エステ」チムグクル 人材育成事業

地域求職者を対象に、エステ・スパの理論・実技、インターンシップで、沖縄独自の即戦力プロエステシャンを養成し、観光関連産業に就職させる。

観光関連産業に、琉球エステ・スパという付加価値を付けることで、沖縄の薬草・健康食の製造部門が活性化し、なお雇用の機会が増大できる。

2. 沖縄 IT 産業のニーズに対応する「ゴール（就職先）の見える」人材育成事業

地域求職者を対象に、IT 適正検査を実施し、IT 初級・中級講座、エントリー講座等、人材を必要とする企業のプログラムを使って行い、講座終了後そのつど、就職斡旋をする。上級コースまで達した受講者に対しては、琉球大学と協働で行っている「先進・実践結合型 IT 関連人材育成事業」に自由聴講として参加できる。

5 - 3 - 2 独自で行う事業

地域再生法による支援措置を活用するほか、地域活性化の支援に資する本市による独自の事業として、以下の取り組みを行う。

(1) 那覇市企業立地促進奨励助成金制度

当市に新たに事務所等を設置し、一定の市内雇用等の条件を満たした事務所等に対し予算の範囲内において助成金を交付することで、産業創出・企業誘致に寄与し、商工業の振興を図る。

(2) 那覇 IT インキュベート施設運営事業

平成 15 年 6 月に供用開始した IT インキュベート施設「那覇市 IT 創造館」により、情報通信産業の新事業・起業支援、人材育成、地域 IT 化推進のための交流施設としての引き続き活用を行う。

(3) 若年者等就職支援総合プロジェクト

なはし就職なんでも相談センター運営事業

平成16年度から「なはし就職なんでも相談センター運営事業」により雇用相談窓口を設置し、求職者に対し就職に役立つノウハウ提供やアドバイスを行い、懇切・丁寧にマンツーマンで就職までをバックアップし成果をあげており、引き続き運営事業を実施し就職支援を展開する。

若年者雇用安定化推進事業

情報通信産業の分野に限らず失業率が特になくなってきている若年者の雇用の安定を図ることを目的として、平成15年度から実施している「若年者雇用安定化推進事業」に基づき、若年者の常用雇用など一定の条件を満たした事業主に奨励金を支給し、雇用の促進と安定化を図る。

障がい者雇用安定化推進事業

雇用機会の少ない障がい者を雇用する事業主に対して奨励金を支給することにより継続的な雇用に結びつけ、障がい者雇用機会の創出を推進する。

高校生就職支援講座

就職を希望する市内高校3年生を対象にライフプラン、ビジネスマナー等、就業することの意義や意識を高め、就職率の向上や就業意識の向上を図る。

専門学校入学奨励金

人材育成及び若年労働者の失業率を緩和する観点から本制度を設けており、能力・意欲があり専門学校への進学を希望しながら経済的に厳しい状況にある高校卒業予定者を対象に奨学金を交付することにより、専門学校への進学及び技術・技能の習得を支援し、即戦力となる人材の育成を推進する。

6 計画期間

認定の日から平成22年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画の目標達成に係る評価については、就業先企業の直接的な効果等をアンケート実施により把握するものとする。併せて、事業に参加した方の同意を得て、業務状況調査に答えてもらい、年度ごとに事業のあり方を検討する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし